

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	個別予防接種業務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、個別予防接種業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市長

公表日

令和4年7月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個別予防接種業務に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種（高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン・風しん第5期・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種）の実施等を行う 特定個人情報を以下の事務で取り扱う ①予防接種の実施 ②健康被害救済の給付に係わる請求手続 ③予防接種費用の徴収 ④接種台帳の記録・保管 ⑤ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理 ⑦他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第10条第1～6号 ●番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ●番号法第19条第6号（委託先への提供）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 16の2の項、16の3の項、115の2の項（別表第二における情報照会の根拠） 16の2、17、18、19の項、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（主務省令における情報提供の根拠） 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2（主務省令における情報照会の根拠） 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713（直通）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-0042 千葉県八千代市ゆりのき台2-10 （八千代市保健センター内） 八千代市役所 健康づくり課 047-483-4646（直通）

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第13条	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第12条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の2、第13条、第13条の2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正があったため
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 原 久見子	健康づくり課長 永井 成子	事後	人事異動に伴う変更のため、重要な変更には該当しない
平成29年7月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 情報管理課 情報公開室 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	事後	組織改正に伴う変更のため、重要な変更には該当しない
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない
平成29年7月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない
平成30年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない
平成30年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	予防接種法に基づき、予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン)の実施等を行う	予防接種法に基づき、予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン・風しん第5期)の実施等を行う	事後	予防接種法施行令の改正により
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 永井 成子	課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第12条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の2、第13条、第13条の2	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の2、第13条、第13条の2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正があったため
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正のため、重要な変更 に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	
令和3年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の2、第13条、第13条の2	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項、115の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (主務省令における情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正があったため
令和3年11月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713(直通)	事後	請求先電話番号変更
令和3年11月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 健康づくり課 047-483-1151(代)	〒276-0042 千葉県八千代市ゆりのき台2-10 (八千代市保健センター内) 八千代市役所 健康づくり課 047-483-4646(直通)	事後	連絡先住所等の変更
令和3年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン・風しん第5期・新型インフルエンザ)の実施等を行う 特定個人情報を以下の事務で取り扱う ①予防接種の実施 ②健康被害救済の給付に係わる請求手続 ③予防接種費用の徴収 ④接種台帳の記録・保管	予防接種法に基づき、予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン・風しん第5期・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種)の実施等を行う 特定個人情報を以下の事務で取り扱う ①予防接種の実施 ②健康被害救済の給付に係わる請求手続 ③予防接種費用の徴収 ④接種台帳の記録・保管 ⑤ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理 ⑦他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和3年11月25日	I 関連情報 1. 個人番号の利用 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号 ●番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ●番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	評価書の見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	I 関連情報 1. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号 ●番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ●番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号 ●番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ●番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	評価書名	個別予防接種業務に関わる事務	個別予防接種業務に関する事務	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 取得者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴う変更